

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 生活衛生課
------	-------------

事案番号	12216
実施事案名	松山市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>本市では、平成12年に墓地等の経営の許可等に係る権限が愛媛県から移譲されたことに伴い「松山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」を、平成20年には「松山市墓地等の許可申請の手続きを定める要綱」を制定し、墓地等の許可に関する事務を行っています。</p> <p>しかし、近年、他資本の協力を得て宗教法人の本来の活動を越えた規模の納骨堂計画、いわゆる「名義貸し」が疑われる相談や不特定多数を対象とした大型の事業型納骨堂の経営に関する相談も増えています。</p> <p>また、他都市では、宗教法人が過大な納骨堂を設置したことで、経営が破綻した事例や、「名義貸し」を行って許可を受けていたことが判明し、許可を取り消された事例もあります。</p> <p>そのため、このような問題事例を未然に防ぐため、墓地等の永続的な経営が可能であるか、名義貸しが行われていないかなどを厳格に審査することが求められていることから、本市の実情に合わせた新たな条例を制定します。</p> <p>なお、条例は、令和4年1月7日から同年2月7日まで市民意見公募手続を実施し令和4年3月松山市議会第2回定例会に議案として提出しましたが、継続審査の議決を経て廃案となりました。この結果を受け、改めて条例案を検討し、同定例会の市民福祉委員の意見や、議案提出後の市民からの意見などを参考にして、別紙概要のとおり見直します。</p> <p>つきましては、松山市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）について、広く市民からの意見をいただくため、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施します。</p>
策定根拠となる法令等	<p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）</p> <p>墓地経営・管理の指針等について （平成12年12月6日付け生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）</p>
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和5年3月28日（火）
------------	--------------